

日本における市民社会と政治的参加

ハンブルク大学アジア・アフリカ研究所助教授

ミリアム・ローデ

Miriam Rohde

日本は、改革の停滞が90年代の経済と政治の発展を阻んでいることで、苦悩している。カール・ポPPERによれば（おそらく民主主義を最悪の統治形態とみなすアリストテレスに準拠しているが）、民主主義は、理想的な統治形態ではないが、それ自体を改革し得るただひとつのものである、という。日本の民主主義は、今日そのような改革に対する体勢を整えていないように思われる。

以下、地方レベルにおけるより高度の政治的参加が、どの程度、日本の政治システムの改革能力を全体として改善することができるのか、そしてどの程度、日本の民主主義の今日的な問題が、市民共同体的な参加不足と関わっているのか、という問題について考察する。

市民共同体の概念は、以前よりコムニタリズムの意味で、とりわけアメリカの政治学において確立された。それは、伝統的な共和党の解釈においては、個々の市民に備わっている利益社会、共同社会と公益に対する責任を引き受けることを示している。

これは、一方では、社会福祉課題の組織、他方においては、選ばれた代理人を通じて、社会が集団でその内外において行う行為と同一視すること、つまりこれは都市、州、あるいは国家の政治と見なされる。ドイツの論争においては、市民共同体の概念は、とりわけ冷戦終結以来の「国家形成」、そして東欧・アフリカの民主化プロセスをめぐる議論の流

れの中で、中心的な意味を持つようになった。

伝統的なアメリカの論争においては、その中心的な関心が、共同体的な課題に対する個人的な組織（構造）に向けられているのに対して、ヨーロッパの論争では、通例、地方共同体の自己組織の度合いが　たとえば、非政府組織（NGO）の枠組みにおいて　、民主主義構造の導入に対する可能性の指標として、どの程度評価され得るか、という問題に重きが置かれている。この枠組みにおいて、市民共同体の概念は、政治的社会的変化の理論にとって、中心的な意味を獲得した。

日本における市民共同体に対する学問的な論争は、これまで、とりわけアメリカの政治学を規範としていた。その際、市民共同体的な社会参加の不足が嘆かれてきた。

たとえば、小路田泰直は、細川日記を通じてそのテーゼを証明するために、日本政府は、すでに太平洋戦争の期間において、住民の公益に対する社会参加を信用しておらず、そこにはふさわしい伝統が欠如していたことを指摘した。

小野修三は、公益のためのより強い責任を得るために、福沢諭吉の『文明論之概略』を引き合いに出した。

藤田弘夫は、公務員や官庁を、依然としてお上の感覚でとらえている日本住民の民主的意識の欠如を認識している。つまり、天皇の代理人としての彼らに負担を掛けるべきではないのである。

これは後藤田も同意しており、公務員や官庁は、さまざまな共同体グループの一部の人々の利害から公益を守らなければならないエリートに属するという、官僚のもとで広く呼び起こされた意識を指摘する。

三本松は、新しい NPO 法が、公益に対する個々の責任意識の強化と、地方レベルでの寄付の分配とを通じて、市民共同体の構築に貢献し得るという希望を抱いている。これは、長年くすぶっていた日本の経済の問題（高齢化、保険扶助、社会的に不利益を被っている人々への援助）の解決を支援することができるという。

ここに、以下のような問題が生じる。日本の国民は、本当にこれまで民主主義に対する

準備（心構え）をしていなかったのか。市民共同体の構築は、見たところほんの萌芽に過ぎない生まれつつある状態であるが、それを通じて、日本における政治システムの改革能力は改善され得るのか。もし、それが可能であるならば、市民共同体が、地方レベルの社会参加に指導的役割を果たすことをみとめるべきである。なぜならば、都市と地域問題の解決にあたって、容易にそれに参加できる構造が形成され、それはその後、国家的レベルに移行し得るからである。

しかし、この点については、実際には、日本では公益に対する市民の市民共同体的意識と参加が欠如しているというよりは、むしろ、国の政治的、経済的、社会的エリートに、この活動を認め、適切に評価する覚悟が欠如しているという兆候が存在する。

Michiko Mae は、こうした市民運動の活動を、たとえば日本の消費者保護運動を例として叙述し、日本の大衆が（つまりメディアが）それらを長年まったく認めてこなかった、と確言している。

このメディアの選択的な認識に対して、Mae は、この市民運動が、これまで公共の範疇に分類されなかったという事実のなかで解釈している。なぜならば、市民運動には、ほとんど女性しか存在しなかったからである。Mae が、歴史や「公」と「私」の意味と伝統をふたたび取り上げて説明したように、日本においては、女性は、一般的に「公」ではなく「私」に分類されるからである。

Mae のテーゼを根拠づけるように思われる一つの事例は、「朝日新聞」の読者意見の集積である雑誌『草の実』である。この雑誌は、すでに 40 年前から存在していたと思われる。この雑誌の果たした役割は、実際、単に読者の手紙を集積したことをはるかに超えている。

すでに 60 年代から、この雑誌の書き手と読み手の女性たちは、東京都知事選挙における候補者の支援などのような政治的キャンペーンの組織を始めていた。近年において成果があったと見られる活動には、政治家への直接的な陳情が始められた教科書闘争への参加、そしていわゆる“Comfort Women（慰安婦）”のための東京の国連法廷の支援がある。

日本には、すでに長い間（少なくとも 35 年間）共同体に対する責任を引き受けることのできる地域のグループが存在している。それらのグループは、地方レベルにおいて、部分的には地方レベルを超えて、公益に対して、またさまざまな共同体に対して、市民共同体的な社会参加の精神にのっとり、尽力している。

しかしながら、彼らの活動は、マスメディアにおいては、少なくとも地方政治的意義を持つような、公益に貢献するような活動としては、ほとんど認められていない。また学問は、この発展を完全に無視しているように思われる。

市民運動の社会参加は、大手日刊紙では、政治面のスペースに掲載される代わりに、せいぜい社会面で報道されるにすぎない。もしくは、発行部数の少ない雑誌の形式という、あまり公共的ではない空間　ドイツではおそらく協会の機関紙のようなものに相当するにスペースが与えられるだけだろう。

日本では、市民共同体的な社会参加そのものではなく、それに関する認識が欠如しているように思われる。それゆえ、新しい NPO 法も、政治システムの改革能力の改善に貢献することはできない。

もし、日本の政治的決定に対して、すべての共同体的グループが参加するように改善しようとするならば、進むべき道は、とりわけ都市の議会において、特に女性が、また望むらくは次第に男性の活動家も、より活動的にならなければならない、ということに行き着くだろう。

〔参考文献〕

藤田弘夫「官の世界・民の世界」(『Science of Humanity Bensei38 - せめぎあう官と民』 勉誠出版、2001 年) 2-6 頁。

後藤田正晴『政と官』(講談社、1994 年)。

Mae, Michiko : "Öffentlichkeit und Privatheit im japanischen

Modernisierungsprozeß" ,in : *Japanstudien Jahrbuch des Deutschen Institut für*

Japanstudien, Band 14, 2002. S.237-266.

小野修三「日本を写す鏡としての小河滋次郎」(『Science of Humanity Bensei38 - せめぎあう官と民』勉誠出版、2001年) 7-13頁。

三本松政之「社会福祉観の中の公と私」(『Science of Humanity Bensei38 - せめぎあう官と民』勉誠出版、2001年) 14-18頁。

Vosse, Wilhem : “ The Emergence of a Civil Society in Japan ” ,in : *Japanstudien Jahrbuch des Deutschen Instituts für Japanstudien, Band 12, 2000. S.31-51.*